



去る令和2年2月26日(水)に開催された標記総会の会議内容についてお知らせします。

# 議題1. 令和2年度日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ育成計画(案)について

事務局から、令和 2 年度日本スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ育成計画及び予算の案について説明した。

なお、本件は、3月3日開催の令和元年度第4回地域スポーツクラブ育成委員会にて協議された後、3月6日開催の当協会理事会及び3月18日開催の評議員会において、承認を得ることで確定となる旨、併せて説明した。

〈主な意見・質問〉

なし

# 議題2. SC 全国ネットワークの取組について(令和元年度の取組実績と令和2年度の取組案)

事務局から、令和元年度のSC全国ネットワークの取組実績を報告した後、令和2年度の取組案について説明し、原案通り了承された。

# 【令和元年度取組の主な内容】

- (1) 総合型クラブ登録・認証制度の創設に向けた取組
- (2) 情報収集・提供体制の整備に向けた取組
- (3) 社会的認知度の向上に向けた取組

# 【令和2年度取組(案)の主な内容】

- (1)総合型クラブ登録・認証制度の実施に向けた取組
- (2) 中間支援組織の整備に向けた取組
- (3) 情報収集・提供体制の整備に向けた取組
- (4) クラブマネジメント人材の発掘・育成に向けた取組

(5) 社会的認知度の向上に向けた取組

〈主な意見・質問〉

なし

# 議題3、総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度及び中間支援組織の整備について

# (1)総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の策定

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度原案に対する意見聴取結果や、10月から12月にかけて実施したブロック別クラブネットワークアクションで説明した修正の方向性を基にした修正内容を説明し、修正案について全会一致で了承された。

〈主な意見・質問〉

なし

# ②中間支援組織の在り方と総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度における都道府県の運用体制の 例外措置

国の「第2期スポーツ基本計画」及び「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」を踏まえ、当協会として想定する中間支援組織の具体的取組と総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度(以下「登録・認証制度」という。)との関係について説明した。(下記 ■総会資料より抜粋<中間支援組織の具体的取組(当協会の想定)>を参照)

登録・認証制度の都道府県レベルでの運用を担う都道府県体育・スポーツ協会が、中間支援組織としての役割を担うことが望まれるが、令和3年度からの登録・認証制度の運用開始に間に合わない場合の対応案として運用体制の例外措置(下記 ■総会資料より抜粋<運用体制の例外措置>を参照)について説明し、了承された。

#### ■総会資料より抜粋

<中間支援組織の具体的取組(当協会の想定)>

#### 取組

- ① 総合型クラブ登録・認証制度の運用
- ② 総合型クラブ関係情報の分析
- ③ 相談窓口の開設
- ④ クラブ指導・助言訪問
- ⑤ クラブ運営スタッフ研修会の開催
- ⑥ 広報活動
- ⑦ クラブアドバイザーの配置 …等



①は、「都道府県体育・スポーツ協会(県体協)」が担うこととして、日本スポーツ協会が整備する制度に規定される(予定)。 なお、②~⑦は規定等がなされないが、上記1.を踏まえると中間支援組織は①を通じて、②~⑦を行う組織であると言える。(つまり一括して県体協が担うことが望まれる)ただし、これらの対応を令和3年度から開始することが難しい

ただし、これらの対応を令和3年度から開始することが難しい 県体協においては、次のア又はイの対応を図ることとする。

- ア. ②~⑦の一部又は全てが担えない県体協
  - →当面の間は、当該県の各支援主体における役割分 担で対応
- イ. ②~⑦はもとより①に関する業務自体、令和3年度から実施することが困難な県体協
  - →例外措置で対応

# <運用体制の例外措置>

- ○都道府県体育・スポーツ協会が行う登録・認証制度に関する業務又は業務の一部を、特定の団体 に担当いただくことを可能とする。
- ○担当いただく方法は、都道府県体育・スポーツ協会と相手先の団体との間で合意書を締結すること とする。

〈主な意見・質問〉

なし

# ③令和 3~4 年度公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会役員選出スケジュール(案)

令和 3 年度からスタートする登録・認証制度に基づく、最初の総合型地域スポーツクラブ全国協議会役員の選出スケジュール(案)について以下の内容を説明し、了承された。

# <登録・認証制度創設後の役員選出スケジュール>

- ○登録・認証制度の施行は令和3年度だが、登録・認証制度に基づく役員の選出は令和2年度中に 開始。
- ○9月から10月にかけて、都道府県ごとに代表委員を選出。
- ○11 月から12 月にかけて、都道府県から選出された代表委員の中からブロック代表常任幹事候補者 を選出。
- ○新たな制度では、令和3年度第1回常任幹事会(令和3年5月予定)の時点で、常任幹事が正式に委嘱されていないため、前期の役員が出席。
- ○令和3年度第2回常任幹事会(9月予定)にて、新たな常任幹事による互選で幹事長、副幹事長を 選出し、地域スポーツクラブ育成委員長が委嘱。

〈主な意見・質問〉

なし

# 情報共有「中間支援組織の整備に向けた都道府県協議会の取組について」

伊端幹事長より、新型コロナウィルス感染拡大の状況に鑑み、情報共有プログラムのグループディスカッションは中止し、事例発表のみとすることを説明した。

事例発表では、熊本県クラブアドバイザー 太田黒氏より、熊本県の実状や、「2019 年度スポーツ庁委託事業 スポーツ活動推進事業(総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事)」の一環として実施した中間支援組織の整備に向けた取組について、課題や成果等を発表した。

# 総合型クラブ登録・認証制度に関するアンケート

代表委員に対して総合型クラブ登録・認証制度に関連したミニアンケートを行った(結果は次頁参照)。